

様

千歳市長

### 補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった千歳市森林環境整備事業について次のとおり補助金を交付する。

1 交付の目的及び対象となる事業

目的： 森林環境譲与税を活用し、森林施業の低コスト化を図りつつ森林整備を計画的に推進することにより、森林の有する多面的機能の維持・増進を図るため。

事業名： 千歳市森林環境整備事業

2 交付の金額は、次のとおりとする。

金 円

3 補助金を他の用途に使用し、その他交付決定の内容又は交付の条件に違反したときは、決定の全部又は一部を取り消し、当該取消しに係る部分について既に補助金が交付されているときは返還を命ずるものとする。補助金の額の確定があった後においても、同様とする。

4 補助事業の適正な執行のため必要と認めるときは、事業の遂行の状況に関し報告を求め、又は調査をすることがある。

5 交付の条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業に要する経費の配分を変更する場合には、変更する前に承認を受けること。
- (2) 補助事業の内容を変更する場合には、変更する前に承認を受けること。
- (3) 補助事業を中止する場合には、中止する前にその経過を報告し、承認を受けること。
- (4) 補助事業が予定期間内に完了しない場合、又は遂行が困難となった場合においては、予定期間内に報告し、指示を受けること。
- (5) 補助事業が完了したときは、速やかに実績報告書に別に定める書類を添えて提出すること。
- (6) 補助事業に関する収入の内容、経費の使途等を明らかにした書類及び帳簿を整備し、事業が完了した日の属する年度の翌年度の初日から5年間保存すること。